

【57 釈 文】南橋村より三陸大津波罹災者への義損金送付願い

(明治二十九年：一八九六)

勢多郡南橋村

一金四拾五円八拾錢 巖手県

一金貳拾円 宮城県

一金拾円 青森県

右ハ三陸大海嘯罹災者救恤トシテ、本

村有志者ヨリ醸出致シ候ニ付、右三県へ

頭書之通り送附方御取計相成度、

此段相願候也

勢多郡南橋村惣代

明治廿九年八月廿九日 金子 伊平治^印

勢多郡長 八木 始 殿

【57 読み下し文】

勢多郡南橋村

一金四拾五円八拾錢 巖手県

一金貳拾円 宮城県

一金拾円 青森県

右は三陸大海嘯（かいしょう）罹災者救恤（きゆうじゆつ）として、本村有志者より醸出（きよしゆつ）致し候に付、右三県へ

頭書（とうしょ）の通り送附方御取計らい相（あい）成り度（たく）、此の段相願い候也

勢多郡南橋村惣代

明治廿九年八月廿九日 金子 伊平治^印

勢多郡長 八木 始 殿

〈群馬県行政文書・明治二十九年「管内管外雑事」

AO一八一AOM No.六三五〉